

ヘルパーステーション大地の丘

訪問介護 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な訪問介護を提供することにより要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) サービス提供事業者

事業所の名称	ヘルパーステーション大地の丘
所在地	愛知県知多郡南知多町大字内海字奥鈴ヶ谷70番5
介護保険事業所番号	2375701089
管理者名	久野元嗣
電話番号	0569-62-0117
F a x 番号	0569-62-0128
サービス提供地域	南知多町、美浜町、武豊町、常滑市（大谷、小鈴谷、広目、坂井）

(2) 事業所の従業者体制

職種	合 計	職務内容他
管理者	1名	業務の一元的な管理
サービス提供責任者	2名以上	
訪問介護員等	3名以上 (常勤換算)	訪問介護の提供（サービス提供責任者を含む）

(3) 営業日・営業時間

営業日及び営業時間は次のとおりです。ただし、当法人が特別に定めた場合はこの限りではありません。

① 営業日 毎週月曜日から日曜日（1月1日～1月3日までの日は除く）

（ただし、緊急を要する場合等事業所が必要と認めた場合はその限りではない）

② 営業時間 午前8時30分～午後5時30分までとする。

（ただし、サービス提供時間は午前6時00分～午後10時までとする）

3. サービス利用基本料金及び利用者負担

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

利用者負担金は、介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(1) 訪問介護 利用基本料金表（別紙参照）

(2) サービス提供地域外の交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う場合の交通費として1km20円を徴収します。

(3) 納付限度額を超過の場合

納付限度額を超過するサービス提供分については、超過分の全額が自己負担となります。

(4) 利用者負担金等の支払

月末締切の翌月20日（ただし、20日が金融機関休業日の場合は翌営業日とする）とし、原則として、契約者（又は代理人）名義の金融機関口座振替（振替依頼書に基づく）で処理させていただきます。やむをえず認定前にサービスを受けた場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料の全額を事業所に支払い、利用者はその後、市町村から保険給付金分を受け取ることになります。

4. 訪問介護計画の作成とサービス記録

- (1) 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護計画を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ます。
- (2) 事業者は、訪問介護計画の作成後、実施状況の把握を行い、利用者又はその家族等の同意を得て必要に応じて計画の変更を行います。

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
- ②事業所では、原則として利用者宅の鍵のお預かりはいたしません。鍵の取り扱いについては、利用者又はその家族とご相談させていただきます。
- ③事業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。

7. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録します。

8. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

9. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

10. 虐待防止について

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行います。職員に対し虐待防止を啓発・普及するための研修などを実施します。

11. 苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ヘルパーステーション大地の丘	0569-62-0080 (代表)	所長
南知多町役場 ふくし課	0569-65-0711 (代表)	
美浜町役場 厚生部 福祉課 高齢介護係	0569-82-1111 (代表)	
国民健康保険団体連合会	052-971-4165	

12. 事故緊急時の対応

サービス提供中に容態の急変・事故等が発生した場合は、主治医、救急、親族、介護支援事業者等に連絡いたします。

主治医 (かかりつけ医)	主治医名 : 所在地・電話番号
ご家族	氏名 (続柄) 住所・電話番号

13. 第三者評価について

当事業所におきましては、第三者評価は実施しておりません。

指定訪問介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業所>

所在地 知多郡南知多町内海字奥鈴ヶ谷70番5

法人名 社会福祉法人 あぐりす実の会

事業所名 ヘルパーステーション大地の丘

(指定番号2375701089)

管理者名 久野元嗣

説明者

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定訪問介護サービス（介護予防訪問介護サービス）について重要事項説明を受け同意しました。

<利用者>

住 所

氏 名

<身元引受人>

住 所

氏 名

(続柄)